

令和 8 年度 中野区職員（栄養士）採用選考案内

令和 8 年 8 月 1 9 日
中 野 区

1 採用区分、職種及び採用予定数等

採用区分	職種	勤務場所	採用予定数
I 類	栄養士	すこやか福祉センター、保健所、 教育委員会事務局、保育園等	若干名

※勤務時間中は禁煙です。勤務場所は敷地内禁煙です。

2 受験資格

- (1) 国籍を問わず、平成 9 年 4 月 2 日以降に生まれた方
- (2) 管理栄養士の免許を有する方（令和 9 年 3 月 3 1 日までに管理栄養士国家試験に合格し免許取得見込みの方を含む。ただし、国家試験に合格しなかった場合は、採用しません。）
- (3) 日本国籍を有していない方の場合、次のいずれかに該当する方
 - ア 出入国管理及び難民認定法別表第 2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有している方
 - イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者の方

※ 地方公務員法で選考を受けることができないとされる方は受験できません。（電子申請時の入力フォームの説明を参照のこと）

※ 現に中野区職員である方は受験できません。（教育公務員、臨時的任用職員、会計年度任用職員、非常勤職員及び任期付職員を除く）

3 選考日程及び選考方法等

(1) 第 1 次選考

選考日時	令和８年１０月１７日（土） ※集合時間等は受験票に記載して通知します。		
選考会場	中野区役所 本庁舎		
選考方法	論文（課題式）	１０００字以上～１５００字以下 ９０分	
合格発表	令和８年１１月上旬予定（第１次選考受験者全員に通知）		

(2) 第 2 次選考（第 1 次選考合格者に対し、下記により実施します。）

選考日	令和 8 年 1 1 月 2 1 日（土）または 2 2 日（日）（予定） ※集合時間は第 1 次選考結果通知と併せて通知します。		
選考会場	中野区役所 本庁舎		
選考方法	個別面接	人物及び職務に関連する知識など	
合格発表	令和 8 年 1 2 月中旬予定（第 2 次選考受験者全員に通知）		

4 最終合格者の決定

第一次選考、第二次選考の結果を総合的に判定し、最終合格者を決定します。

5 採用予定日

令和9年4月1日以降

※職員の欠員状況等によっては令和8年度中に採用となる場合もあります。

6 申込手続

申込方法	右記の2次元コードまたはURL(https://logoform.jp/form/Trw5/1737521)から電子申請サービス(LOGOフォーム)にアクセスし、画面の指示に従い全ての必須項目を正しく入力して、受付期間中に送信してください。	
受付期間	令和8年8月19日(水)午前9時から9月24日(木)午後5時まで ※期間中に正常に受信したものを有効とします。	
受験票交付	受付期間終了後に、電子申請サービスに受験票を登録することにより交付します。受験票登録完了をお知らせするメールに従い電子申請サービスにアクセスして、 <u>受験票をプリントアウトし、顔写真を貼り、受験票部分を切り取って、選考当日に必ず持参してください。</u> なお、令和8年10月9日(金)までに受験票登録完了をお知らせするメールが届かない場合は、総務部職員課人事係(Tel03-3228-8041)へご連絡ください。	

※システム障害など、予期しない機器の停止や通信トラブル等によりお申込みいただけなかった場合でも、誠に申し訳ございませんが、当区では責任を負いかねます。なお、当区側のシステム障害等によりお申込み手続きが行えない状況が発生した際には、状況を確認させていただきますので、お手数をおかけいたしますが、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

7 勤務条件について

(1) 給与(令和8年4月1日現在)

職 種	栄養士
月 額	約279,720円

※1 上記月額には地域手当が含まれています。

※2 その他、期末・勤勉手当、通勤手当、扶養手当、住居手当等の手当があります。

※3 職務経験等がある場合は、一定の基準により加算されます。

※4 採用されるまでに給与改定や制度改正が行われた場合は、その額によります。

※5 採用日現在、免許交付前の方については栄養士(見習)として採用するため、上記金額とは異なります。

(2) 勤務時間

勤務日：原則として月曜日～金曜日

勤務時間：午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分

※ただし、配属先によって勤務日、勤務時間は異なる場合があります。

(3) 休暇

年次有給休暇が年20日付与されます。ただし、採用された年（4月1日採用の場合）は、15日付与となります。そのほか、夏季休暇、慶弔休暇、妊娠出産休暇、育児休業等があります。採用されるまでに制度改正が行われた場合、改正後の制度を適用します。

8 その他

配属先によっては、令和8年12月25日から施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、申込時に特定性犯罪の前科の有無を確認いたしますので、ご了承の上お申し込みください。確認の結果、特定性犯罪の前科が判明した場合、採用後の配置について制限がかかる可能性があります。なお、採用に至るまでの過程で、特定性犯罪の前科について虚偽の申告をした場合は、内定の取消事由に該当します。

9 問合せ先

〒164-8501 東京都中野区中野4-11-19

中野区総務部職員課人事係 TEL 03(3228)8041